

平成29年1月18日

資料4-1

大北森林組合等補助金不適正受給事案の概要と 県の対応状況について

長野県林務部

大北森林組合等の不適正受給に関する県の対応状況

- 平成26年12月に事案を組織的に把握し、ただちに部局を横断した調査チームを設け、事案の調査を開始。
- 平成27年1月に事案を公表するとともに、平成27年4月からは、大北森林組合補助金不正受給等検証委員会において事案の徹底した検証を行っていただいた。
- 平成27年7月の検証委員会の検証報告を受け、県では、平成27年8月7日に不適正受給に対する対応方針を定め、法的に最大限可能な補助金返還請求や大北森林組合及び元専務の刑事告発、関係した県職員に対する懲戒処分等を実施。
- 現在、再発防止に向けた森林組合の内部管理体制の強化、県職員の意識改革・県組織の風土改善に取り組んでいる。

年度	平成26年度							平成27年度									平成28年度						
	4	~	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
事案の究明・検証	●4/8 間伐の未完了事業の把握(※1) 事案の組織的把握(※2)→12/15 ●							(委員会)事案の徹底した検証							●8/7 (県)不適正受給に対する対応方針を公表 (委員会)事案に対する県の対応の検証								
組合等への返還請求	(県)書類・現地調査、県職員・組合への聴取調査							●11/30 検証委員会報告後に県が行った調査の検証結果公表									国との精査の結果返還額が確定したものを請求し、直接補助の請求完了→9/12 ●						
国庫補助金返還	国への説明の実施 (県)国庫補助金返還等への対応を公表し、関係補正予算を提案→6/10 ● (県)国からの返還命令等に基づき国庫補助金返還等を実施→9/12 ●																						
刑事告発等	組合元専務が警察に出頭→8/29 ●							●8/14 (県)組合等を刑事告発 組合及び元専務の公判(継続中)									●12/11 (地検)組合及び元専務を起訴						
県職員の懲戒処分等								(県)聴取調査とその結果を踏まえた懲戒の審査									●12/25 (県)職員25名の懲戒処分等 ●3/25 (県)元職員1名の退職金返納処分						
大北森林組合への指導監督								組合からの弁明 (組合)県へ謝罪→10/5 ●									●1/18 必要措置命令発出 命令のフォローアップ(継続指導)						
県職員の意識改革等								計画検討 H27行動計画の取組実施									H28行動計画の取組実施						
H27行動計画策定→10/27 ● (委員会)取組状況の検証→3/16 ● ●4/15 (県)H28行動計画策定																							

(※1) 北安曇地事林務課担当者が組合の間伐事業において未完了事業の存在を把握。平成26年4月10日に林務部担当課に報告されたものの、組合が未完了部分を実施する意向であったことなどから早期完了という誤った指示

(※2) 平成26年12月4日に組合から林務課担当者に森林作業道整備に関し、不適正な申請を継続してきたことを疑わせる発言があり、同月15日に組織的に共有されたことから県での調査が開始

大北森林組合等の補助金不適正受給

- 林務部の全ての補助事業に関する緊急点検の結果、H16～26にかけて、856件、約15億93百万円の不適正受給が判明
- このうち約2億25百万円が、森林税財源となっていた。
- 不適正受給は、そのほとんど(約9割)を大北森林組合が占めている。(769件、約14億52百万円)

事業主体	事業区分	事業	年度	件数	金額	うち森林税財源
大北森林組合	造林	(税)みんなで支える里山整備事業	H20～25	107件	295百万円	200百万円
		森林税活用事業以外	H19～25	629件	1,010百万円	—
	造林以外	(税)地域で進める里山集約化事業	H24～25	8件	3百万円	3百万円
		(税)森林づくり推進支援金	H22～25	9件	6百万円	6百万円
		森林税活用事業以外	H21～26	16件	139百万円	—
	小計		H19～26	769件	1,452百万円	208百万円
大北森林組合以外	造林	(税)みんなで支える里山整備事業	H20,22,25	23件	39百万円	16百万円
		森林税活用事業以外	H19～23	51件	95百万円	—
	造林以外	(税)地域で進める里山集約化事業	H22	2件	50万円	50万円
		(税)森林づくり推進支援金	H22～23	2件	9万円	9万円
		森林税活用事業以外	H16～25	11件	6百万円	—
	小計		H16～25	89件	140百万円	17百万円
合計		H16～26	858件	1,593百万円	225百万円	

森林税活用事業にかかる不適正受給の概要

事業名	事業内容	不適正な申請が判明した事業主体	不適正受給の内容
みんなで支える里山整備事業	緊急に手入が必要な集落周辺の里山林及び水源林において、地域ぐるみでの間伐を推進	大北森林組合ほか3者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後に申請を行うべきところ、事業の一部又は全部が未完了の事業を申請していたもの(申請時に完了していたことが確認できないものを含む) ・間伐率が不足しているなど等補助要件に適合していないもの ・5年以内に同一作業種の再申請が認められていないもの(間伐等)の部分的な重複申請
地域で進める里山集約化事業	手入の遅れている集落周辺の森林(里山)の整備を集中的に推進するため、地域等が主体となって行う森林所有者の同意取得等の条件整備(集約化事業)を支援 集約化事業実施年度の翌年度までに間伐等の森林整備を行うことが要件	大北森林組合ほか2者	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化事業は行われていたものの(※)、補助金交付後の要件となっている間伐等の森林整備が一部又は全部で実施されていなかったもの <p>※一部同意未取得の区域あり</p>
森林づくり推進支援金	地域住民の意向や地域の実情等に精通している市町村が主体となり、それぞれの地域の課題解決に向けて独自性と創意工夫による取組を推進 (支援のメニューとして森林整備に対する市町村独自の嵩上げ補助が可能)	大北森林組合ほか2者	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正と判明した造林事業に対して森林づくり推進支援金を活用した市町村独自の嵩上げ補助が行われていたため、併せて不適正と判定したもの

- H19末に北安地事林務課が、未完了等の事業でも申請するよう依頼したことにより、不適正申請が開始
- 一方、組合は、地方事務所に対し、アクションプラン等の協力の前提として組合から補助残の補てんを主張
- 組合の主張に対し、地方事務所の担当者は要綱の解釈上認められない申請について、行き過ぎた助言
- 現地調査の不備等地方事務所の対応を見て、組合は、不適正申請を増大させ、組合の運転資金等として恒常化
- H26に地方事務所の担当者からの報告により、事案が発覚

不適正開始前 (～H18)

H16(県アクションプラン策定)

・当時、北安曇は、森林整備が進まない地域。地方事務所と組合の関係も疎遠。

H17

・組合は、H17赤字決算を契機に、搬出間伐等への対応のため、高規格作業道等の整備を推進。

・高規格作業道の整備等について、事業計画等がなく、補助金の自己負担分(補助残)が赤字として負担になっていた。

H18

・小谷村でクマ被害による森林整備の要望の高まりを受け、組合に代わり地方事務所が所有者のとりまとめを行ったが、業務量が膨大になっていた。

不適正開始時 (H19～H21)

H19(不適正受給開始)

・H19末に向けて本庁から北安地事へ予算消化の依頼があり、林務課長の指示の下、未完了等の事業でも申請するよう組合へ依頼したことにより不適正申請が開始

・アクションプラン等の協力の前提として組合から作業道の補助残について補てんの主張。

H20～21

・担当者が、補助要件に逸脱した申請を認めるような行き過ぎた助言を行ったこと、地方事務所において業務多忙等を理由に十分な調査が行われず、組合の不適正申請を助長。

不適正継続時 (H22～H23)

H22～23

・組合は、地方事務所の対応を見て、不適正申請を増大させた。

・組合は、運転資金等の必要から不適正受給を恒常化。

・地方事務所では、業務多忙や現地調査業務の慣例踏襲により、引き続き、不十分な調査により不適正申請を見逃した。

不適正発覚時 (H24～)

H24～25

・組合の不適正な申請に気づき注意するも、全ては発見されず、以降、組合からの不適正申請件数はピーク時に比べ減少したが、依然として継続。

H26

・地方事務所造林担当者の報告により事案が発覚。

発覚後の組合の対応

事案発覚後、県の聴取り調査に対し、当初、組合は意図的な不適正申請を否定。その後、謝罪とともに意図的なものと申告。さらにその後、県職員の間与を主張。

大北森林組合が不適正に受給した補助金

- 大北森林組合が不適正受給した補助金は、県の調査、委員会での検証、国との精査の結果、約14億52百万円。
- このうち約4億71百万円は、組合が受領した補助金に相当する事業がなく、明らかに組合が不当な利益を得ていた。
- 残る約9億82百万円は、実施内容や時期は不適正であり、補助金返還等が必要となったものの、間伐等の施業が行われており(※)、受領された補助金は森林の整備に使用されていた(森林税の不適正約2億8百万円の全額)。 ※:一部未完了のものがある

大北森林組合が不適正に受給した補助金(約14億52百万円)

造林関係補助事業(約13億5百万円)

造林関係補助事業以外(約1億47百万円)

森林作業道(未施工)

336件 約4億71百万円

・現状も全く工事が行われていない、または軽微な補修等が実施されているのみで補助金に相応する事業が実施されていないもの

森林作業道(未施工以外)
50件 66百万円

・申請すべき単価の適用が不適正であるが、工事そのものは実施されているもの 等

間伐等
347件 約7億68百万円
(うち税:107件 約2億円)

・交付申請時には、施業が完了していなかったが、現時点では相応の施業が実施されているもの
・伐採率等が補助条件に適合していないが、一定の作業は実施されているもの 等

林内路網関係事業
(町道と重複等していたものの工事は実施)
5件 約1億12百万円

集約化関係事業等
補助対象である集約化は実施されたものの、事後的な要件である間伐等が未実施 等
28件 約36百万円
(うち税:17件約8百万円)

【約4億71百万円】

受領した補助金に相当する事業がほとんどなく、その大半は、明らかに組合が不当に資金を得ていた。

未完了部分約6百万円

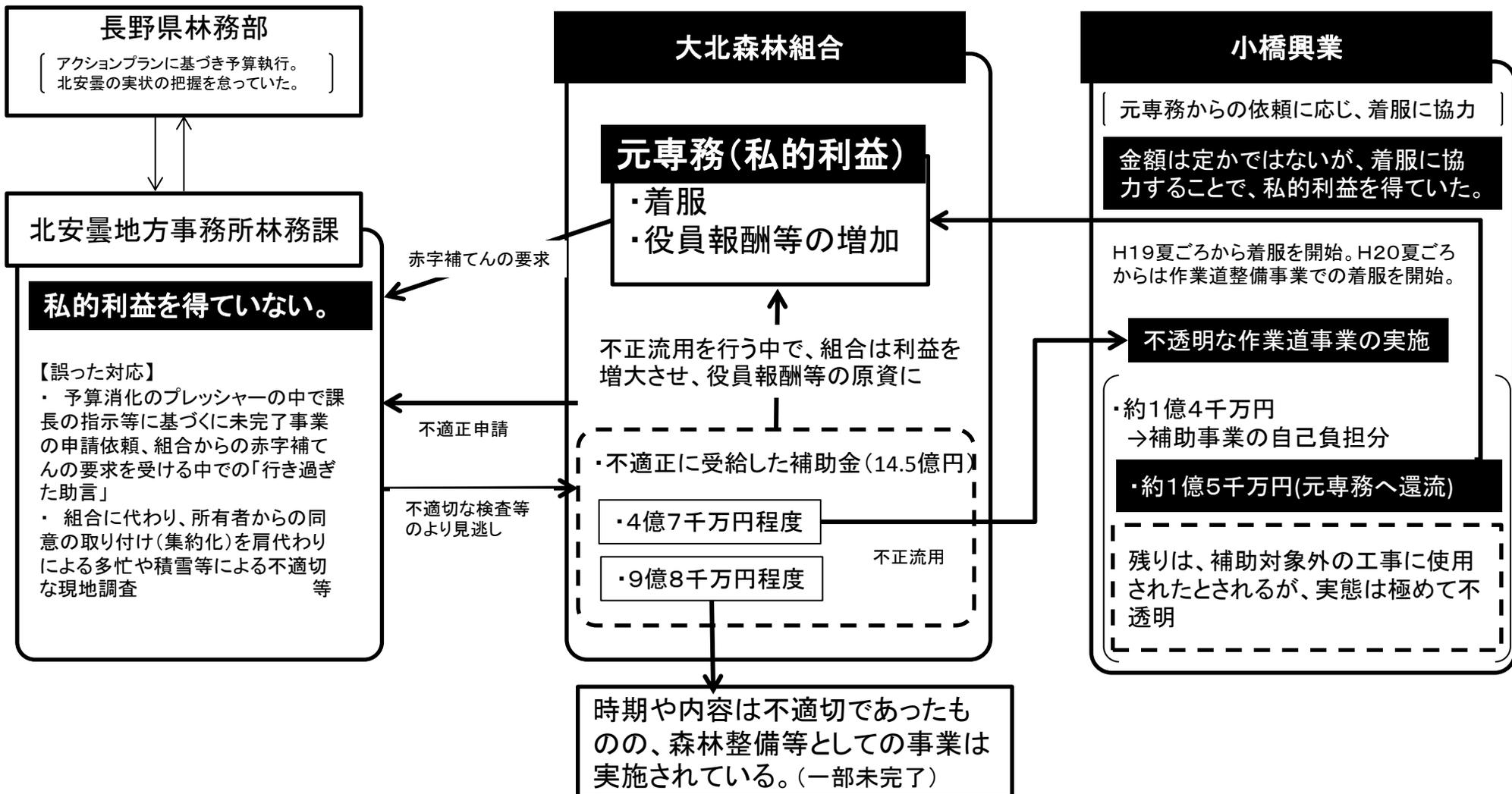
【約9億82百万円】

実施内容や時期が不適正であり、補助金返還を求める結果等となったものの、間伐等の施業が行われており(一部未完了)、受領された補助金の多くは森林の整備に使用されていた。

〔なお、組合は約78百万円を預り金として計上しており、この部分が未完了部分に相当していると説明している。〕

大北森林組合の補助金不適正受給の全体像

- 大北森林組合の元専務は、不適正受給開始前の平成19年夏ごろから小橋興業を通じた着服を行っていた。
- 元専務は、森林整備を進めようとする北安曇地方事務所林務課に対し、作業道整備の自己負担等を理由に赤字補てんを要求していた。
- 元専務は、平成19年度末の北安曇地方事務所の予算消化を目的とした未完了事業の申請依頼や平成20年度の林務課担当者からの行き過ぎた助言を契機とし、平成20年夏頃から高規格作業道整備事業での着服を開始。本来組合が行うべき集約化業務の肩代わり等により多忙となった同課の現地調査の軽視等の対応を利用し、不適正申請を増大させ、元専務は多額の私的利益を得ていた。
- 本庁林務部は、こうした組合や林務課の実状把握を怠り、長期にわたる不適正申請を防げなかった。



不適正に受給された補助金の返還請求と国庫補助金の返還

- 検証報告後の県の調査等の結果、不適正に受給された補助金(※)は約16億1百万円(うち森林税約2億25百万円)。
- これまで大北森林組合等に対し法的に最大限可能な約9億65百万円(うち森林税約1億54百万円)を返還請求。
- H28.9に国からの返還命令等に基づき、約11億36百万円の国庫返還等を実施。
- 国庫返還を行ったものの、組合等へ返還請求できていないものについては、大北森林組合等に対する損害賠償請求を行うとともに、「しごと改革」による経費節減により対応。

※:県の受給した指導監督費を含む

国庫返還等への対応の概要

事業費 約16億1百万円 【組合等への返還請求等の状況】

<p>国・県ともに時効完成 (415百万円)</p> <p>県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。</p>
<p>国・県ともに時効未完成 (965百万円)</p> <p>組合等へ補助金返還請求済</p> <p>大北森林組合に対しては、早期の返還を求め、組合において返還計画を見直し中</p>
<p>国の時効未完成 (県完成) (174百万円)</p> <p>県として時効が完成しているため、補助金返還請求できない。</p>
<p>不用萌芽除去・指導監督費 (46百万円)</p> <p>県の誤った指導に基づくもの(不用萌芽除去)、県の行う指導監督への補助(指導監督費)であり、補助金返還請求できない。</p>
<p>加算金 (353百万円)</p> <p>県の指導監督の不備により課されたものであり、組合等へ返還請求できない。</p>

【国費・県費の内訳】

<p>県費 148百万円 時効完成 (税)71百万円</p>	<p>国費 267百万円 時効完成</p>
<p>県費 340百万円 時効未完成 (税)154百万円</p>	<p>国費 625百万円 国庫返還</p>
<p>県費 48百万円 時効完成</p>	<p>国費 126百万円 国庫返還</p>
<p>県費 10百万円</p>	<p>国費 36百万円 国庫返還</p>
<p>国費 353百万円 国庫納付</p>	

【損害賠償等の対応方針】

国庫返還額等約11億40百万円

請求可能な範囲を精査し、大北森林組合等及び元専務に対し損害賠償請求を実施

H29までに懲戒処分による給与減額や旅費その他の事務経費の削減により対応

H30までに「しごと改革」の断行による経費の削減で対応

大北森林組合等に対する刑事裁判等の経過

- 検証報告を踏まえ、県は、平成27年8月14日に大北森林組合及び組合役員を刑事告発
- 警察等の捜査の結果、大北森林組合及び元専務が補助金適正化法違反の容疑で起訴され、現在公判中
- 元専務については、組合に対する詐欺(着服)で併せて公判中

検証委員会の検証結果 (平成27年7月28日)

大北森林組合による補助金受給のうち、少なくとも全くの架空申請(※)に当たる補助金受給については、補助金適正化法違反第29条第1項に該当するとの評価を免れない。

※「全くの架空申請」
全く事業を実施するつもりがなかった架空の事業の申請

大北森林組合等の刑事告発(県) (平成27年8月14日)

大北森林組合の役員は、実際には森林作業道や間伐等の森林整備を実施した事実がないにも関わらず、これを実施したと偽った虚偽の申請書を提出して、国庫補助金等の交付を受けた。

こうした行為は、補助金適正化法第29条第1項に定める「偽りその他不正の手段により補助金等又は間接補助金等を交付」させた」行為に該当するものであり、県として、同規定及び同法第32条の規定により大北森林組合及び組合役員を告発する。

(右へ続く)

大北森林組合等の起訴(長野地検) (平成27年12月～平成28年1月)

大北森林組合及び元専務は、平成22～25年度に補助金申請した17路線の森林作業道整備について、実施した事実はないのに、実施したかのように偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた。

このことが、補助金適正化法に違反するものとして長野地検が起訴。

また、元専務は、組合に対する詐欺(着服)について、併せて長野地検から起訴。

なお、書類送検されていた県職員(1名が補助金適正化法違反及び有印公文書偽造・同行使、3名が有印公文書偽造・同行使)については、平成28年3月不起訴処分が決定。

公判の開催(平成28年2月～)

大北森林組合及び元専務の刑事裁判は、継続中であるが、両者とも17路線全てについて、起訴事実(実施した事実はないのに、実施したかのように偽り、不正の手段により補助金の交付を受けた)を認めている。

また、元専務の組合に対する詐欺(着服)についても、詐欺にかかる金額に争いはあるものの、詐欺(着服)を行った事実については認めている。

事案における県職員の誤った対応と懲戒処分等

- 補助金不適正受給事案には、未完了事業の申請容認や不適正な検査、事案を一部把握した際の不適切な対応、予算消化のプレッシャーを与える結果となる本庁林務部が北安曇地域の実態把握を怠っていたことなど県側の誤った対応
- これらについては、検証委員会での検証結果を踏まえ、停職等の懲戒処分、退職金返納といった厳正な対応を行った。

県職員の懲戒処分等

県職員の誤った対応	処分対象者	人数	処分内容
<ul style="list-style-type: none"> ・大北森林組合の一部事業が交付申請時まで完了していないことを知りながら補助金を交付していた。 ・適正な検査業務を行わなかった。 <p style="text-align: right;">等</p>	北安曇地方事務所職員 (当時)	16名	停職3月～ 減給1/10 1月 退職金返納処分
<ul style="list-style-type: none"> ・大北森林組合の平成25年度事業に未完了箇所が存在するという内容の報告を受けながら完成を優先するという誤った指示をしていた。 	本庁林務部職員(当時)	2名	減給2/10 3月 減給1/10 1月
<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくりアクションプランに基づく県全体の森林整備の推進に当たり、北安曇地域の実態把握を怠り、予算消化の過重なプレッシャーを与える結果を招いた。 <p style="text-align: right;">等</p>	管理監督者(当時)	8名	減給1/10 1月 ～訓諭

※知事についても、事案に対する自身の責任の明確化のため、報酬の減額(1/10 3月)を実施

県職員の意識改革や組織風土の改善等への取組

- 組織風土改革に向け、部内のコミュニケーションを活性化や部トップによる課題把握等に取り組んでいる。
- しごと改革では、部全体の業務改善に向け、業務棚卸しを実施、リスク評価等を行い、改善に取り組んでいる。
- 造林事業の運用改善のため、要領改正等を行うとともに、2人体制の調査等厳格な検査により不適正な交付を防止。
- 組合の経営改善のため、公認会計士に同行等による組合検査の強化とともに専門家指導を実施。

全庁的なコンプライアンス推進

○コンプライアンス推進体制の整備

- ・コンプライアンス推進室設置
- ・コンプライアンス推進参与の設置

○意識改革・組織風土改革・しごと改革の一体的推進

- ・各部局・地方事務所に委員会の設置しコンプライアンス上の課題の検討等による意識改革
- ・職種の職域を超える交流等による職場風土の改革
- ・全庁一斉の業務棚卸等によるしごと改革



部局長等の研修

林務部の組織風土改革等

○林務部の組織風土改革

- ・本庁と現地機関のコミュニケーションを活発にするためのテレビ会議開催や部トップ自ら現地の課題を直接把握



現地機関を訪問し意見交換

○林務部のしごと改革

- ・事務事業全般の点検を行う「業務棚卸し」を実施し、延べ311項目の課題・提案が寄せられ、優先順位等の整理を行いつつ、業務を改善



ワークショップ(H28.11)

造林事業の運用改善

○要領改正等の運用改善

- ・施行地毎の写真添付の義務化など要領の改正を行い、森林組合等の林業事業体向けに周知徹底

○2人体制で厳格な調査実施

- ・適正な現地調査実施の牽制効果の確保のため、現地調査を2人体制で実施

林業事業体向け説明会(H28.4)



調査員

副調査員



2人体制での現地調査(H28.7)

公認会計士

県職員



公認会計士同行検査(H28.9)

森林組合の経営改善

○組合検査の強化

- ・県内全ての18組合の検査（うち10組合で本庁の行う全面検査）を実施、うち公認会計士に同行を4日間依頼、助言を受ける

○森林組合の経営改善の強化

- ・県森林組合連合会に委員会を設置し、各森林組合に対して、経営マネジメントや会計、ICTを活用した先進的な林業技術の有識者等を派遣し、改善指導を行う取組を支援